知的財産について

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産部

- 1. 事業成果に係る知的財産の取扱い
- 2. 委託研究開発契約事務処理説明書主な改正ポイント
- 3. AMED知的財産部による 研究成果活用に向けた支援

1. 事業成果に係る知的財産の取扱い

委託事業と補助事業の違い

	委託事業	補助事業
事業主体	AMED	補助事業者
事業実施者	受託者	補助事業者
取得資産の帰属	AMED 但し、受託者が大学等の場 合は受託者に帰属	補助事業者
知的財産権の帰属	受託者 産業技術力強化法19条 の適用により、受託者に 帰属させることができる	補助事業者

日本版バイ・ドール条項と発明等の報告義務

産業技術力強化法 19条 (日本版バイ・ドール条項)の概要

技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について、次に示す条件を受託者が約する場合には、受託者から譲り受けないことができる。

- 1 発明等研究成果の遅滞ない報告
- 2 公共の利益のための国への無償のライセンス
- 3 相当期間活用されていない場合の第三者へのライセンス許諾
- 4 特許権等移転、専用実施権設定等の事前承認

特許権等を受託者に帰属させるには、創出された発明等や その権利状況を遅滞なく委託者(AMED)に報告すること等が条件

AMED委託研究開発契約書

(知的財産権の帰属)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、 無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法16条の2の趣旨を尊重するものとする。
- (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。

(以下、省略)

AMEDへの発明等報告のタイミング

プロジェクト 開始

発明等 創出

特許等 出願

特許等 登録

取下•放棄

権利移転 等の前

(X1)

権利移転 等



知財担当者 配置 知財管理体制 構築

発明等報告書 の提出

知財様式3

知的財産権 出願通知書 の提出

知財様式4

*国内出願、外国 出願、PCT出願、 PCT国内移行等の 際に提出が必要で



知的財産権 出願後状況 通知書の提 出

知財様式5

知的財産権出 願後状況通知 書の提出

知財様式5

*権利化前に取

*権利移転等 の際には、原則、 下・放棄する場合も 報告が必要です AMEDによる事 前承認が必要

知的財産権

移転承認

申請書の

提出

知財様式7又は8



知的財産権 移転等通知 書の提出

知財様式6

*知財担当者は 【計画様式2】契約 項目シートの所定 の欄に記載してくだ さい。

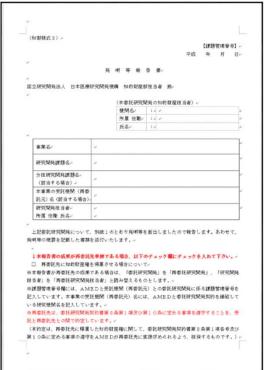
です (※1)権利移転等を行おうとするタイミングによって、知財様式7又は8の提出タイミングが変わります。 例えば、特許出願前に特許を受ける権利の移転を行おうとする場合は、知財様式7の提出は、知財様式4の提出前となります。

発明等創作時の報告 (委託研究開発契約書 第10条(1)、知財様式3)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (1)乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。

知財様式3



知財様式3別紙1

WHEN IS DO	fin esit	_		
66.5			-	
TERES .				
TEC -+'+'5016				
nitarity Sc		1		
vicatio fittic				
SERVICE IN				
factors refe	PROBE PERSON			
na. garaccos	1+1			
me one a	ang-ap		•	
Service of	-AGE + gree			
10000 486		•	•	•
	ACP: AREA	I		
parts gove	Name and	I		
PRATO RECO NO. NO. SEC	May to A vice of the second			
	EAST-STORE			
Congress or	^и идид окинд	eres	ecar I	· Ven
ELLINO-S		mg.		
Select District	APPROXICATION	- koder Coder Barr		· E
Select II herbor of selection under an appropriate on the of selection and the	www.supp	- Kolet - Kolet - Kolet - Kolet - Kolet		
Select (F best/A) of - second select second select of - second select of - second second of - second second	APERATE ESPA APERATE ESP OSS, THE SACE MONEDOS SES	- Kolet - Kolet - Kolet - Kolet - Kolet		
Security Control of Co	APERATE ESPA APERATE ESP OSS, THE SACE MONEDOS SES	Townships - Lower - Could be an		
Select C happen of the control of other control of other control of the control of the control of the control	APPENDENT - 1 日東 1	Service control	•	
Color II Property of the Color	APPROCES EMPTY APPROCESS FOR APPROCESS 774-00-percess 0006	PEC CORPE LACASSIAN LACASSIAN EDICASSIAN EDICASSIAN COMMERCIAN COM	NO THE PROPERTY OF THE PROPERT	e. ME dame
Colonia (P Indicator) of the Coloni	AMERICAN ENDOTES OF THE PROPERTY OF THE PROPER	PER CONTROL PROPERTY OF THE PE	no de Souce Const. Toda Rosa. Toda	p. ME COMP (CEM-120) (A. (CH+14)
Select D better of the Control of t	AMERICAN SERVICE AND ASSESSMENT OF THE SERVICE ASSES	PER CONTROL PROPERTY OF THE PE	no in Service Callo Herre Sold Today Considerate Considerate Considerate	e. MAE COMME CHEM- LEAP M. ESP-LINE LOWING PROCES CO LEG (EAM)
Spelled II I I I I I I I I I I I I I I I I I	METALL 1 SE (D) A PERGETT TO SE (D) A PERGETT SE (D) A PERCETT SE (D) A	PER CONTROL PAR CO	no de servos como servos projectos operandos prosecues p	e. Not degrap committee. The la. Epi-teg tune segon de to to to to produce to to

添付書類

発明等概要

論文の草稿、所属機関への発明届等。様式は 問いません。

提出方法: 提出する旨をメールでご連絡ください 連絡先: medicalip@amed.go.jp

出願又は申請を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(2)、知財様式4)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条(2)乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。

知財様式4



知財様式4別紙1

(知財樣式 4) 別紙 1 知的財産權出顯誦知書								
(知財除式4)別執1 知的財	座罹出願選利	T ##						
提出日			年		月		Ħ	
課題管理番号								
事業名・プログラム名等								
研究開発課題名								
分担研究開発課題名								
出願に係る特許権等の種類								
出願国・地域								
出願番号								
出願年月日			年		月		Ħ	
PCT国内書面提出の場合、も CT出願番号 分割(変更)出願の場合、親出 号								
発明等名称								
出願人(共有の場合、各出願人 も記載してください。)	の持分比率							
発明者等								
代理人								
優先権主張国!								
優先権主張警号1								
優先権主張日!			年		月		Ħ	
特許法第30条適用の有無								
(有の場合)発明の公開年月日			年		月		Ħ	
発明等報告書提出年月日			年		月		B	
AMED知財相談(Medical IP	具体的な							
Desk)における支援希望 (※注意事項を必ずご覧下さ	相談内容	⑥その他を選択した場合は、具体的な相談内容をご記入ください。 〈						
v)	補足調査の 支援希望	先行文献 調査		市場調査		用途展開 調査		
Medical IP Deskの知財専門家に *1:成果の知財化における強化支 (明細書光楽のための相談、デー *2:開発ステージ移行のための約 *3:企業への導出・ライセンスを	(援・戦略・評・ タ追加のため 1財と連携した	価等 の助言等)	略等の助言					
その他公的支援の利用				支援プロ グラム名				

添付書類

国内出願の場合

- ・ 娘書
- (※プルーフ又は受領書)
- 明細書
- 請求の範囲
- 図面

の写し

PCT出願の場合

- 願書
- 受領書
- 明細書
- 請求の範囲
- 図面 の写し 言語が日英以外の場合 は和訳文

提出方法: 提出する旨をメールでご連絡ください

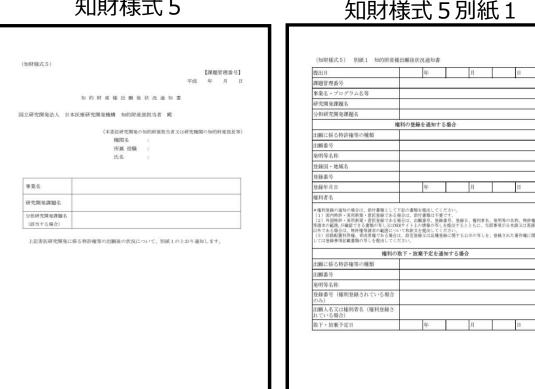
連絡先: medicalip@amed.go.jp

知財登録を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(3)、知財様式5)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変 化があった場合、設定登録等を受けた日等から60 日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後 状況通知書により、甲に通知するものとする。

知財様式5



添付書類

国内出願の場合

添付書類不要

外国出願の場合

- ·出願番号、登録番号、 権利者名、特許等請求 の範囲等が確認できる書 類の写し
- ・言語が日英以外の場合 は、特許等請求の範囲の 和訳文

提出方法: 電子ファイルをメールで提出 提出先: medicalip@amed.go.jp

権利移転又は専用実施権設定の事前承認 (委託研究開発契約書 第10条(4)(5)、知財様式7、8)

(知的財産権に関する報告・通知等)

- 第 10 条 (4) 乙は、第三者に対し、<mark>知的財産権を移転しようとするときは、</mark>甲が別途定める様式による知的 財産権移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。

知財様式7(権利移転の承認を得るとき) 知財様式8(専用実施権設定の承認を得るとき)

(military)		
		【課題管理委号 平成 年 月
for 60		
[立研究開発法人 日本医療研究	(開発機構)程	
	(契約担当者又は知的財産	権の譲渡等の権限を持つ方)
	株用名 :	
	所属 役職 : 任名 :	
	八名 :	
事業名		
研究開处課職名		
分化研究開発課題名		
(政治する場合)		
なお、移転を受ける者に、平成	配権について、下記のとおり移転 及 年 月 日付の同委託 1 0 条の規定を遵守することを)	研究開発に関する委託研究開発的
なお、移動を受ける者に、平6 的数第8条第1項各号及び第1	& 年 月 日付の同委託 日日条の推定を遵守することを 記	研究開発に関する委託研究開発的
なお、移動を受ける者に、平6 的款第8条第1項各号及び第1 ・移動しようとする知的財産機に	& 年 月 日付の同委託 日日条の推定を遵守することを 記	研究開発に関する委託研究開発的
なお、移動を受ける者に、平6 的数第8条第1項各号及び第1	& 年 月 日付の同委託 日日条の推定を遵守することを 記	研究開発に関する委託研究開発的



提出方法:書類をAMED知的財産部宛に郵送

<u>※知的財産権の移転等の契約を締結する前に、AMED知的財産部に必ずご相談ください。</u>

委託研究開発契約書 第10条(4)(5)の「事前承認」の例外

AMEDの事前承認が不要な場合

第8条(4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。

ア 乙が株式会社であって、その<mark>子会社</mark>又は<mark>親会社に当該知的財産権の移転又は専用</mark> 実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する 法律(平成10 年5 月6 日法律第52 号)に規定する承認事業者若しくは認定事業 者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

→ TLOへの譲渡は事前承認不要

ウ 乙が 技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

→ 組合から組合員への移転等は事前承認不要 ただし、組合員から組合員への移転等は事前承認が必要

知的財産権の移転・専用実施権の設定等を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(6)、知財様式6)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (6) 乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。

(8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、 当該第三者をして本条及び第8条第1項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。

知財様式6(権利移転、専用実施権設定を行ったとき)

(知財様式6)		
		【課題管理委号
		平成 年 月
to t	的財産權 移転等通	is &
双立研究開発法人 日本医療研究	克開発機構 知的財産部担当者	R2
		権の譲渡等の権限を持つ方)
	機関名 : 所属 役職 :	
	ES :	
事業名		
研究開発課題名		
分担研究開発課題名		
(該当する場合)		
上記委託研究開発に係る知的	財産権の移転等を下記のとおり行い	ほしたので、通知します。
	12.	
	a.	
1. 移転等の種類(以下のいずれ	かを選択する。)	
(1) 知的財産権の移転		
(2) 専用実施権等の設定		
(3) 専用実施権等の移転の承認		
2. 移転等を行った知的財産権		
知的財産権の種類(注1)、	CANADA DA	Comments and the Comments of t
番号(注2)及び名称(注3)	移転・設定元の住所・名称	移転・設定先の住所・名称

添付書類

(1) AMEDの承認書の写し(2) 移転の事実が確認できる書類

提出方法: 電子ファイルをメールで提出

提出先: medicalip@amed.go.jp

取下・放棄するときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(9)、知財様式5)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (9) 乙は、本研究開発成果に係る<mark>知的財産権を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前</mark>に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により甲に通知するものとする。

知財様式5



知財様式5別紙1

	年		月		H
課題管理番号		25	**		11
事業名・プログラム名等					
研究開発課題名					
分担研究開発課題名					
権	利の登録を通知	する場合			
出願に係る特許権等の種類					
出願番号					
発明等名称					
登録国・地域名					
登録番号					
登録番号 登録年月日	年	\top	Я		H
登録年月日 権利者名 (4) 国内特許、其前教書・変定を録するる場 (3) 国内特許、其前教書・変定を録するる場 (3) 外間時等、其前教書・変定を録するる場 (3) 外間時間、以前教者・変定を (3) 外間を (3) の間を (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	記の書類を提出して 合は、出願情報は 合は、出願情報の マイト上の情報の て和訳を提出し 、設定程録又は品	F要です。 B録番号、見 ましを提出す こください。	- 銀日、権利4 - るとともに、	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利者名 ・権利登録の途知の場合は、部付書類としてて (1) 国内等許、実用報常・電気登録である場 (2) 外国等計・実用報常・電気登録である場 (2) 外国等計・実施を、電気登録である場 (2) 内容ある。場合は、特別権等無かの適断につい (3) 同形配置期後、官女者能である場 (2) 同形配置用機・官技者能である。 しては長齢率利益載音楽の写しを提出してくだ	記の書類を提出し 合は、活付書類は 合は、出願書等サ サイト上の情報の て和訳文を提出し 、設定推録又は品 さい。	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利名等。 ・権利登録の通知の場合は、部付書類として下 (2) 所得時子、実用財産・変狂を終である場 (2) 所得時子、実用財産・変狂を終である場 (3) 所以である場合は、 (3) 同間配置専用権、育成者権である場合は (4) 同間配置専用権、育成者権である場合は しては登録手項記載書類の多しを提出しても 権利の第	記の書類を提出して 合は、出願情報は 合は、出願情報の マイト上の情報の て和訳を提出し 、設定程録又は品	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利名を ・権利登録の進わの場合は、所付書類として「 (1) 原内特許、実用除窓・賃託登録である場 (2) 外内特許・実用除窓・賃託登録である場 (3) 別所総定署用限鑑・背成予権である場合は (3) 別所配置利用鑑・背成予権である場合は しては登録季項記載書類の写しを提出してが、 権利の見 出版に係る特許権等の種類	記の書類を提出し 合は、活付書類は 合は、出願書等サ サイト上の情報の て和訳文を提出し 、設定推録又は品 さい。	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利名等。 ・権利登録の通知の場合は、部付書類として下 (2) 所得時子、実用財産・変狂を終である場 (2) 所得時子、実用財産・変狂を終である場 (3) 所以である場合は、 (3) 同間配置専用権、育成者権である場合は (4) 同間配置専用権、育成者権である場合は しては登録手項記載書類の多しを提出しても 権利の第	記の書類を提出し 合は、活付書類は 合は、出願書等サ サイト上の情報の て和訳文を提出し 、設定推録又は品 さい。	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利者名 ・権利登録の場合は、部付書目として下 (1) 国内特許、実用政策・選定登録である場 (2) 外内特許・実用政策・選定登録である場 のようである場合は、特別権等基本の展別につい しては登録季項記載書類の多しを提出してく 権利の夏 出版のようながある。 他別の「最初」と表現してい 権利の夏 出版の「最初」と表現してい 権利の夏 出版部を対象が表現している。 他別の「最初」というには、 権利の夏 出版部を与	記の書類を提出し 合は、活付書類は 合は、出願書等サ サイト上の情報の て和訳文を提出し 、設定推録又は品 さい。	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語
登録年月日 権利者名 ・権利登録の途の場合は、所付書類として「 (1) 原内特許、実用除窓・選定登録である場 (2) 外内特許・実用除窓・選定登録である場 (2) 外内特許・実用除窓・選定登録である場 (3) 原制配置利用底・背成者権である場合は (3) 原制配置利用底・背成者権である場合は しては登録等項目載書類の等と使用してが、 権利の見 出版記述の特許権等の種類 出版部分 登録書等(権利登録されている場合	記の書類を提出し 合は、活付書類は 合は、出願書等サ サイト上の情報の て和訳文を提出し 、設定推録又は品 さい。	ド要です。 別録番号、別 別録番号、別 ドレを提出す こください。 重登録に関す	理録日、権利1 るとともに、 る公示の写	白族爭項言	Pの名称、特許権 日本語又は英語

提出方法: 電子ファイルをメールで提出

提出先: medicalip@amed.go.jp

AMEDへの発明等報告のタイミング

通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
発明等報告書 【知財様式3】 【知財様式3別紙1】	提出する旨を電子メー ルでご連絡ください。 AMEDから提出方法を ご連絡します。	発明等創出後、遅滞なく
知的財産権出願通知書 【知財様式4】 【知財様式4別紙1】	提出する旨を電子メー ルでご連絡ください。 AMEDから提出方法を ご連絡します。	出願・申請の日から60日以内
知的財産権出願後状況通知書 【知財様式5】 【知財様式5別紙1】	電子メール	設定登録等を受けた日から60日以内。 取下・放棄については、その手続を行う1ヶ 月以上前。
知的財産権移転等通知書【知財様式6】	電子メール	当該移転等をした日から60日以内

^{*}記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式・別紙の説明を参照

知的財産権の移転、専用実施権の設定等の事前承認

知的財産権を受託者から第三者(発明者も含む)に移転する場合は AMEDによる事前承認が必要です。

*合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア〜ウに該当する移転等は、事前承認の対象から除かれます。

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
知的財産権 (特許を受ける権利等) の移転を行うとき	知的財産権移転承認申請書 【知財様式7】 _{*2}	郵送	移転前に申請*1
専用実施等の設定又は 移転の承諾をするとき*3	専用実施権等設定·移転承諾 承認申請書 【知財様式8】*2	郵送	設定・移転承諾前に 申請 _{*1}

*1 知的財産権の移転等の契約を締結する前に、AMED知的財産部に必ずご相談ください。

郵送先: AMED知的財産部 15

- *2 記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式の説明を参照
- *3 出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。

AMEDへの発明等報告のタイミング

*国内出願、外国

PCT国内移行等の

際に提出が必要で

出願、PCT出願、

*知財担当者は

【計画様式2】契約

項目シートの所定

さい。

の欄に記載してくだ

発明等 特許等 特許等 プロジェクト 権利移転 権利移転 取下•放棄 開始 等の前 等 創出 出願 登録 知的財産権 知的財産権 知的財産権出 知的財産権 知財担当者 発明等報告書 知的財産権 移転承認 出願後状況 願後状況通知 移転等通知 配置 の提出 出願通知書 申請書の 書の提出 通知書の提 書の提出 知財管理体制 の提出 提出 出 構築 知財様式3 知財様式4 知財様式5 知財様式5 知財様式6 知財様式7又は8

委託研究開発契約書第8条第1項各号に規定する事項を遵守せず(発明等報告しない)、さらに遵守しないことについて正当な理由がないとAMEDが認めるとき等は、知的財産権を無償でAMEDに譲り渡さなければなりません。 (同契約書第8条第2項)

*権利化前に取

報告が必要です

下・放棄する場合も

*権利移転等

の際には、原則、

AMEDによる事

前承認が必要

です

2. 委託研究開発契約事務処理説明書主な改正ポイント(知的財産)

①委託研究開発成果に係る知的財産の基本的考え方について

- 「(1)知的財産権の帰属」、「(2)委託研究開発の成果に 係る知的財産の創出及び活用」に分け、文言の整理を 行いました。
- 「(2)委託研究開発の成果に係る知的財産の創出及び活用」において、研究機関は、委託研究開発成果に係る発明、ノウハウ、データ等知的財産の創出に努め、早期に企業と共同研究を行う等により、その後の実用化を目指した知的財産の権利化及びその活用に努めることを明記しました。

委託研究開発契約事務処理説明書 88~89ページ

②各種知財様式のAMEDへの提出について

各種知財様式のAMEDへの提出方法、提出様式等に 関して、以下のとおり、提出すべきタイミングごとに分け 読みやすくしました。

- (1)発明等を創作したとき ⇒ 知財様式3
- (2)出願又は申請を行ったとき ⇒ 知財様式4
- (3)知財登録を行ったとき、取下・放棄するとき、知的財産の移転、 専用実施権の設定・移転の承認を行ったとき ⇒ 知財様式5、6
- (4)知的財産権の移転等を行うとき ⇒ 知財様式7、8
- (5)ノウハウ指定を行うとき⇒ 知財様式14
- (6)AMEDに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡を希望す るとき ⇒ 知財様式1、2

③発明等及び知的財産権に関する調査(フォローアップ調査)について

委託研究開発契約期間後に、AMED知的財産部は、 委託研究開発成果に係る知的財産権に関する調査を 行いますので、当該調査にご協力をお願いします。

委託研究開発契約事務処理説明書 93ページ

※補助事業事務処理説明書も同様の改訂を行っています。

④共同研究者が発明創作に関与した場合の取扱いについて

複数機関における共同研究であって、他の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合は、当該研究者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属、ロイヤリティ等について、当該機関同士で事前に、共同研究契約書等で知財に関する合意を行うようにしてください。

委託研究開発契約事務処理説明書 94ページ

⑤AMED知的財産部による研究成果の活用に向けた支援について

AMED知的財産部による支援について、以下の一部の 支援を追加しました。

(1)AMED知財リエゾン

ー全国各地の研究機関にAMED知財リエゾンが直接出向き、得られた研究成果に対し、導出に向けた早期のコンサルテーションを無料で行っています。

(2)AMEDぷらっと(非公開情報ネットワークシステム)

ーAMED知的財産部で開発した、医療分野における大学等アカデミア発の研究シーズ情報と企業ニーズ情報を早期のマッチングを支援するシステムを、平成30年4月にリリースします。

委託研究開発契約事務処理説明書 95ページ

※補助事業事務処理説明書も同様の改訂を行っています。

3. AMED知的財産部による 研究成果活用に向けた支援

AMED知的財産部の支援活動の紹介

- 1. 医療分野の知財コンサルテーション
 - (1) 常駐の知財コンサルタントによる電話、メール、面談等を通じた相談
 - ・知的財産の保護や活用等に関する相談
 - ・バイ・ドール報告を通じたコンサルテーション等
 - (2) 知財リエゾンによる早期コンサルテーション
 - ・導出に向けた戦略についてのアドバイス、先行技術調査、市場調査等の支援、 商談会等における適切な研究成果 P R シートの作成アドバイス 等
- 2. 補足調査支援
 - ・AMEDプロジェクトを中心に、得られた研究成果に関して、 先行技術調査、ライセンス可能性調査等を研究機関の希望に応じて実施
- 3. シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMEDぷらっと」の構築
 - ・大学等のシーズと企業のニーズを早期段階でマッチングを支援するための非公開情報ネットワークシステムを平成30年4月にリリース
- 4. 展示会、商談会、シーズ発表会への出展支援
 - ・国内外のマッチング展示会、商談会、シーズ発表会への出展を行い、早期実用化に 向けた研究成果の産学マッチングを支援

AMED知的財産部の支援活動の紹介

- 5. 国内外の研究開発情報の収集・分析
 - ・医療分野における特許・技術動向調査、知財戦略に関する調査等を行い、AME Dホームページやセミナー等を通じて結果を公表
 - <平成28年度調査研究例>

「再生医療分野における知的財産戦略に関する調査」

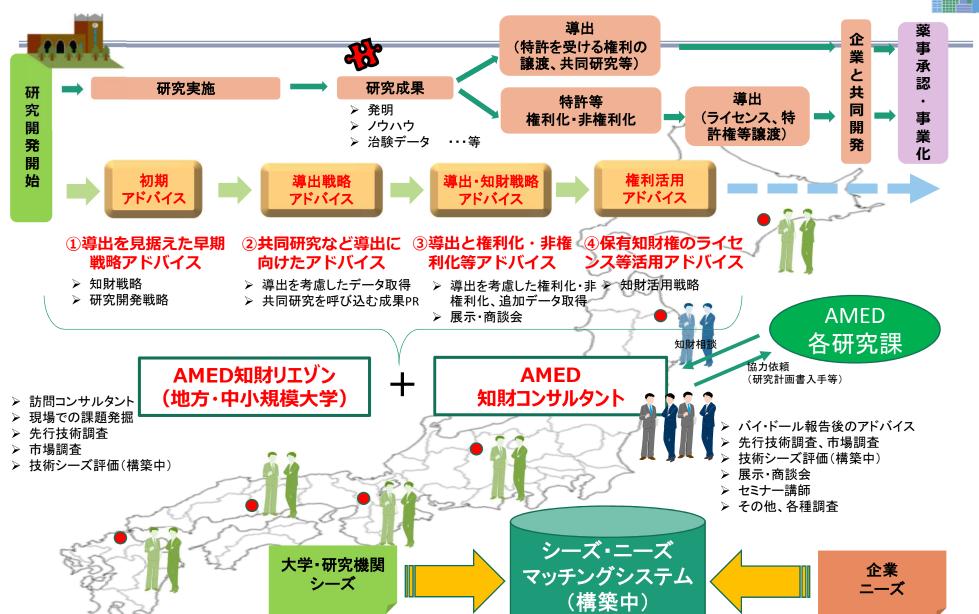
「医工連携における知財権の活用に関する調査研究」

「腸内細菌叢及び中分子医薬の特許・技術動向調査」

- 6. 知財の普及啓発
 - ・セミナー講師派遣
 - →随時受付中
 - ・教材の提供
 - →研究者向け e ラーニング教材をweb-siteにて発信。研究機関にはDVDも配布
 - ・研修セミナー
 - →医療系大学等の知財や産学連携等担当者向けに、研究成果の知財化・導出に 必要とされる知識やスキルの習得を目的とする研究セミナーを実施

AMED知的財産部による研究成果活用に向けた支援体制





医療分野の知財コンサルテーション(知財コンサルタントによる支援)

Medical IP Desk (知財マネジメント支援 総合相談窓口)

医療分野の知的財産の保護や活用等に関する相談に、医療分野の知財コンサルタント (AMED知的財産部に常駐)が、研究成果の実用化を見据えながら、具体的な解決 策を無料でアドバイス。電話又はメールにて予約。内容に応じて面談も行います。

電話: 03-6870-2237

メール: medicalip@amed.go.jp

場所: 日本医療研究開発機構 知的財産部内

(東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル23F)

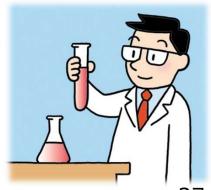


相談例1

細胞増殖を抑制する物質 A を発見した。 実用化に向けライセンスアウトを目指すに は、今後どのような実験データを取得した うえで特許出願するのがよいか。

相談例2

標的臓器に核酸医薬を選択的にデリバリーする技術を開発した。特許の書類をどのような内容にすれば、様々な疾患用の核酸医薬をカバーする強い権利を取得できるか。



バイ・ドール報告に基づく知財コンサルテーション(3)

Т	(子会の場合) 発表す疋時期	牛	Д		Ħ	\neg					
	(論文の場合) 論文投稿予定時期	年	月	3	日						
	(その他) 公表予定時期	年	月		日						
	(その他を選択した場合) 公表手段	100	3' 3'	33:	*						
	出願する権利の種類										
	特許等出願予定時期	年	月		日						
	AMED知財部による知財相談窓口 (Medical IP Desk)の利用希望		al.								
	記載要領		1057 #A4X 11X	C#1771			"		77		н
	1. 「発明等の名称」の欄は、一文程度で	(その	(その他を選択した場合)公表手段								
		出願する予	出願する予定の有無・権利の種類								
	な変更点: の3点について、	形態、技術	、製品等)	本的なイメー							
开弈	2機関の判断・希望を	/ IP Desk)(⊂	炎(Medic 1 おける支援	具体的な相	淡内容						
	らせください。	希望 <u>(※注音本</u> 覧下さい)	面走。衣护的	 補足調査の	支援希望	先行文献 調査		市場調査		用途展開 調査	
·	F究成果の実用化の 的なイメージを記載	Medical IP Deskの知財専門家による相談内容の説明									
2 知 D選		7 (明細書苑	*1:成果の知財化における強化支援・戦略・評価等 (明細書充実のための相談、データ追加のための助言等) *2:開発ステージ移行のための知財と連携した企業連携戦略等の助言								

*8:企業への導出・ライセンス活動の支援

③補足調査の支援希望

※ 出願後(知財様式4別紙1)においても支援希望可。

ご清聴ありがとうございました

知財様式等に関するご質問がございます方、各種支援や講師派遣を御希望される方は、

AMED Medical IP Desk(知財相談窓口)

電話: 03-6870-2237 又は

メール: medicalip@amed.go.jp

までご連絡ください。